

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第9号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定に基づき、<u>初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第15条において同じ。）</u>の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第1種初任給調整手当の支給職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲)</p> <p>第3条 給与条例第7条の3第1項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第4条 給与条例第7条の3第2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員は、第9条に規定する職員のほか、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に掲げる職員にあっては、20年）に達している職員には、<u>第1種初任給調整手当</u>は支給しない。</p> <p>(第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 <u>第1種初任給調整手当</u>の支給期間は35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、20年）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は同条各号に掲げる職員となった日以後の期間の区分に応じた</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定に基づき、<u>初任給調整手当</u>の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 給与条例第7条の3第1項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第4条 給与条例第7条の3第2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員は、第9条に規定する職員のほか、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>初任給調整手当</u>を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に掲げる職員にあっては、20年）に達している職員には、<u>初任給調整手当</u>は支給しない。</p> <p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 <u>初任給調整手当</u>の支給期間は35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、20年）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は同条各号に掲げる職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第</p>

別表第1に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。第13条において「育児短時間勤務職員等」という。））にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。第13条において「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、次に掲げる職員に対する同表の規定の適用については、当該各号に規定する期間第1種初任給調整手当が支給されていたものとする。

(1)・(2) 略

- 2 第1種初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1の規定の適用については、当該休職の期間（給与条例第16条の2第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 3 第1項第1号に規定する職員のうち同号の規定の適用により第1種初任給調整手当の月額が別表第1に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する第1種初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 第3条各号又は第4条各号に掲げる職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に第1種初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による第1種初任給調整手当の支給期間に既に第1種初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、20年）を超えることとなるものに係る第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間第1種初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

1に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、次に掲げる職員に対する同表の規定の適用については、当該各号に規定する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

(1)・(2) 略

- 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1の規定の適用については、当該休職の期間（給与条例第16条の2第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 3 第1項第1号に規定する職員のうち同号の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 第3条各号又は第4条各号に掲げる職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、20年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(第1種初任給調整手当の支給の終了)

第8条 第1種初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日から第1種初任給調整手当は支給しない。

(第1種初任給調整手当の支給要件の改正の場合の措置)

第9条 第2条に規定する職又は第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に第1種初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の第1種初任給調整手当の支給期間及び同条各号に規定する期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、第1種初任給調整手当を支給する。

(第2種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員及び額)

第10条 給与条例第7条の4第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」という。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 給与条例附則第4項の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、給与条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(第2種初任給調整手当の基準額)

(支給の終了)

第8条 初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

(支給要件の改正の場合の措置)

第9条 第2条に規定する職又は第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び同条各号に規定する期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

第11条 給与条例第7条の4第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第2に掲げる額とする。

(第2種初任給調整手当の支給期間の終期)

第12条 給与条例第7条の4第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額(同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。)以上となった日の前日とする。

(第2種初任給調整手当の支給額)

第13条 給与条例第7条の4第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額額は、基準額と特定額との差額に勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(育児短時間勤務職員等にあつては当該額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第14条 給与条例第7条の4第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(雑則)

第15条 略

(雑則)

第10条 略

附 則

(給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)

2 略

附 則

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和53年香川県条例第31号。以下「改正給与条例」という。）附則第6項の規定による初任給調整手当の支給期間及び支給額は、従前の例による支給期間及び支給額とする。

3 昭和54年1月1日から昭和58年12月30日までの間において、改正給与条例附則第7項に規定する職に新たに採用され、又は採用以外の欠員補充の方法によりこれらの職を占めることとなった職員のうち、これらの職員となった日に昭和53年12月31日における給与条例第7条の3並びに初任給調整手当に関する規則第2条第2項、第3条及び第4条の規定が適用されるものとした場合に初任給調整手当を支給されることとなる職員（初任給調整手当を支給されていた期間が通算して3年に達している職員を除く。）には、初任給調整手当を支給する。

4 前項の規定による初任給調整手当の支給期間は同項に規定する職員となった日から3年に達する日までの間（3年に達する日が昭和58年12月30日後となる職員にあっては、同日までの間）とし、その月額と同項に規定する職員となった日の区分及び期間の区分に応じ、別表第2に掲げる額とする。この場合において、同日前に初任給調整手当を支給されていたことのある職員に対する同表の適用については、既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間同項の規定による初任給調整手当が支給されていたものとする。

5 附則第3項の規定により初任給調整手当が支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が改正給与条例附則第7項に規定する職又は同項に規定する職に属する職務の等級より上位の職務の等級に属する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

(給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)

6 略

別表第2（第11条関係）

職員の在勤する地域	基準額
東京都	1,226円
神奈川県	1,225円
石川県	1,054円
大阪府	1,177円
兵庫県	1,116円
岡山県	1,047円
広島県	1,085円
徳島県	1,046円
香川県	1,036円
愛媛県	1,033円
高知県	1,023円
福岡県	1,057円

別表第2（附則第4項関係）

附則第3項の職員となった日の区分	昭和54年1月1日から昭和56年12月31日まで	昭和57年1月1日から昭和57年12月31日まで	昭和58年1月1日から昭和58年12月31日まで
1年未満	1,500円 ただし、昭和57年1月1日以後は1,000円	1,000円 ただし、昭和58年1月1日以後は500円	500円
1年以上 2年未満	1,000円 ただし、昭和58年1月1日以後は500円	500円	
2年以上 3年未満	500円		
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、附則第3項の職員となった日以後の期間を示す。			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号。次項において「令和4年改正条例」という。）附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項において同じ。）とみなして、改正後の第10条の規定を適用する。
- 3 令和4年改正条例附則第2項第3号に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第13条（改正後の第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

- 4 職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料、初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下この条及び第10条の4において同じ。）及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。以下この条において同じ。）の月額は、それぞれその職員が本来受けるべき給料、初任給調整手当及び特殊勤務手当の月額とする。

第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料、初任給調整手当及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。以下この条において同じ。）の月額は、それぞれその職員が本来受けるべき給料、初任給調整手当及び特殊勤務手当の月額とする。

（初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 5 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（令和6年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 改正前の第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員でこの規則の施行の日前から引き続き在職するものについては、<u>初任給調整手当に関する規則第6条第1項の規定による第1種初任給調整手当</u>の支給期間は、15年（大学卒業の日から20年を経過する日の属する月の末日が当該支給期間の終了する日の属する月の末日より遅い日である場合にあっては、同日までの期間）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 改正前の第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員でこの規則の施行の日前から引き続き在職するものについては、<u>改正後の第6条第1項の規定による初任給調整手当</u>の支給期間は、15年（大学卒業の日から20年を経過する日の属する月の末日が当該支給期間の終了する日の属する月の末日より遅い日である場合にあっては、同日までの期間）とする。</p>